



栃木県公報

令和6(2024)年
5月24日(金)
号外
第35号

目次

規則

- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1

規則

栃木県規則第33号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和6年5月24日

栃木県知事 福田 富一

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第6号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。

（市町村課）

栃木県規則第34号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和6年5月24日

栃木県知事 福田 富一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例（令和5年栃木県条例第40号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。

（行政改革ICT推進課）